

きそほうじん

発行所：(一社)木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会

印刷：木曽オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

平成 30 年 7 月発行

No. **87**
2018 / JUL.

目次 ② 新年度にあたって 会長あいさつ

③ 木曽税務署長 通常総会 祝辞

④ 第 6 回通常総会開催

税務署人事異動のお知らせ

⑤ 税務署からのお知らせ

⑥ 青年部・女性部総会・

女性部ボランティア事業

⑦ 全国女性フォーラム

絵はがきコンクール選考会

⑧～⑨ 税金 Q & A コーナー

⑩ 税務署からの軽減税率説明会
のお知らせ

⑪ 社団化 30 周年功労者表彰・感謝状

⑫ 事務局日誌



最優秀賞
木曽税務署長賞

木曽町立福島小学校

6年 森 口 和 奏 さん



優秀賞
木曽法人会会長賞
木曽法人会女性部長賞

木曽町立福島小学校

6年 丸 山 心 結 さん



優秀賞
木曽法人会会長賞
木曽法人会女性部長賞

木曽町立開田小学校

6年 溝 口 愛 香 さん

税に関する『絵はがきコンクール』実施される

—— 第 1 回 税 に 関 す る 絵 は が き コ ン ク ー ル
最優秀賞 (1 枚) 優秀賞 (2 枚) 作品 ——

応募総数 122 点、最優秀賞等に 8 点入選

昨年 9 月よりスタートした事業は、各学校及び児童の皆さんのご協力を頂きました。木曽税務署さん、中信県税事務所さんには審査及び作品展示等、大変ご協力頂きました。



ピンチをチャンスに変える力

木曽法人会長 大沢 謙一



木曽法人会会員の皆さん、日頃は当会の運営にご協力いただきまして感謝申し上げます。木曽法人会会員の皆様がこれからもずっとご活躍できますよう心から願います、とともに、そのための法人会であろうと強く思います。

この度の西日本豪雨災害で被災された方々、ならびに、犠牲になった方々に対し衷心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。一刻も早い復旧を願ってやみません。さて、何年か前に、会社経営について、無借金経営の会社はともかく、日々の資金繰りに頭を悩ませている経営者の方はきっと少なくなく、当座の決済資金に当て込んでいた売上入金が入金が遅延し手当を迫られる。同じく従業員の給与支払いに資金が足りない等々、沢山の悩みを抱えながら、それでも従業員やお取引先にはそんな悩みは微塵も見せず、日々経営の舵取りをしているのが多くの会員の皆様であると思います。と、申しました。そんな頑張り屋さんが皆さんです。会社というものは不思議なもので、どんなピンチにあっても、経営者が経営を諦めなければ、存続します。逆に倦んで諦めれば、どんなに内容の良い会社でも、一気に倒産あるいは廃業に追いやられます。経営者は、知恵のあらん限りを振り絞り、ピンチをチャンスに変えていかなければなりません。ここで私の敬愛する高井法博先生の心の支えとなった「打つ手無限」滝口長太郎氏の詩があります。

素晴らしい名画よりも、とてもすてきな宝石よりも、もっともっと大切なものを私は持っている。どんな時でも、どんな苦しい場合でも、愚痴を言わない。参ったと泣き言を言わない。何か方法はないだろうか、何か方法はあるはずだ、周囲を見回してみよう。人の知恵を借りてみよう。必ずなんとかなるものである。何故なら打つ手は常に無限にあるからだ。

この度の災害もそうですが、ピンチは常にありましたし、これからもあるでしょう。でもそれは、たとえて言えば生まれ変わることでできる瞬間の訪れで、ものの見方、考え方を変えて

みると、ネガティブな気持ちがポジティブな気持ちに変わることが常でした。言ってみればピンチはその時、明確に示された、優先順位真っ先で100%いや200%全力をだし、可及的速やかに対処すべき、生き残るための会社の軌道修正点だと思うのです。忍耐力も胆力も知恵も持てるもの全てが要求されます。

会社を変えていこうとする時、新しい取り組みをしようとする時、幹部職員に聞いても、多分ほとんどの職員は、その取り組みを可とは言わないものです。その言い分は、今は会社の問題（人の問題、現商品の改善問題、等々）があるから、その問題が片付いてからだ。だから、その時期ではない。というようなものです。しかし、経営者として何度も試算をし、あらゆる方向から見つめ、それで成立すると確信できるならば、会社にとってプラスになるものなら、果敢に挑めばいいと思います。何故なら、問題の無い企業というものはこの世に存在しないからです。だからこそ経営者がいるし、部門長ら管理職がいるのだと。問題があるからこそ会社は発展するし、更なる高みにも上れるのではないのでしょうか。問題のある会社が問題ではなく、問題への対応力の無い会社こそ問題だと。

今年も猛暑や天災が日本列島を襲っています。会員の皆様ならびに関係機関の皆様の、ご健康とご発展を祈念いたしまして結びとさせていただきます。

地元出身の関脇御嶽海関が名古屋場所で初優勝しました。誠におめでとうございます。この快挙が、木曽地域全体の盛り上がりとなりますようご祈念申し上げます。



木曽法人会通常総会 祝 辞

木曽税務署長 中原 義仁



本日は、一般社団法人木曽法人会第6回通常総会が盛大裡に開催され、全ての議事が滞りなく終了されましたこと、社団化30周年・一般社団化5周年を迎えられたことを、心からお慶び申し上げます。また、大沢会長をはじめ、会員の皆様には、税務行政に対しまして、日頃から深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、役員功労者表彰を受けられました永年勤続役員の10名の皆様並びに感謝状を受けられました退任役員功労者の林博様、特別功労者の嶋田次夫様におかれましては、多年にわたり、法人会活動へのご尽力、更には法人会の発展に貢献されました。そのご功績に対し、深く敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。

木曽法人会におかれましては、「良き経営者をめざすものの団体」として、税制改正等に関する税務研修事業や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されております。

また、郡内中学生女子バスケットボール大会での「税金クイズ」の実施、小学生に対する税の図解入り下敷きの贈呈等の租税教育事業に活発に取り組んでいただいております。特に税知識の普及につきましては、たいへん熱心に取り組んでおられ、昨年からは、国税庁後援事業の「小学生の税に関する絵はがきコンクール」にも取り組んでいただいたほか、女性部バスツアーにおいて「税金クイズ」を実施していただきました。こうした皆様方の活動は、広く一般に向けて税に関する理解と関心を持っていただく上で、とても意義深いものであり、税務行政に携わる私どもとしましては、大変心強く感じるとともに、今後も、皆様の更なる活動に大きな期待を申し上げる次第です。また、老人介護施設でのボランティア、介護施設へのタオル寄贈等、地域社会への貢献活動にも積極的に取り組

組まれておられることに深く感銘を受けているところであり、今後、更に事業の充実が図られますようご期待申し上げます。

さて、既に皆様ご承知のとおり、平成31年10月に消費税率の10%への引上げと同時に軽減税率制度の導入がされることから、国税当局としましては、制度の概要を理解していただくための説明会の開催や各種の相談等に取り組み、制度の周知・広報等に努めて参る所存であります。どうか、会員の皆様が同制度を十分理解していただけるよう、ご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。また、国税局・税務署ではe-Taxをはじめとする税務行政のICT化の一層の推進に努め、納税者の利便性向上と行政運営の効率化について取り組んでおります。木曽法人会におかれましては、e-Taxの利用拡大を基本指針に掲げていただいております。引き続きe-Taxの普及・定着に向けたご支援をお願い申し上げます。

私ども国税当局は、税務行政を取り巻く環境が大きく変化している中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁に与えられた使命を着実に果たし、納税者の皆様から更なる税務行政に対する理解と信頼を得ていく必要があります。しかしながら、これらの実現のためには、私どもの力のみではおのずと限りがあり、皆様方のお力添えが不可欠と存じております。木曽法人会と私ども国税当局は、従来から良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、地域社会のリーダーである皆様に、税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもにとりまして、非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人木曽法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、事業の益々のご繁栄を心からご祈念申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

税に関する事業活動の充実強化 ——消費税軽減税率スタートに向けて——

5月29日 第6回通常総会開催される

平成30年度第6回通常総会が5月29日木曾町文化交流センターにて開催されました。平成29年財務諸表、平成31年度税制改正要望事項の承認、平成30年度事業計画書並びに収支予算書、平成29年度公益目的支出計画実施報告書の報告がされました。また、総会の席上において社団化30周年・一般社団化5周年記念役員功労者表彰並びに感謝状贈呈が行われました。

総会終了後には、出席者の方々との懇親会が和やかに行われ、通常総会が無事終了しました。



通常総会会場

(5月29日 木曾町文化交流センター)

【平成30年度基本方針】

- ・納税意識の高揚と租税教育活動の推進
- ・税制改正提言活動ならびにe-Taxの普及推進
- ・企業経営の健全発展と地域社会貢献活動事業の推進

【主な事業計画】

- ①税の研修事業・講演会等経営支援事業の実施
- ②消費税軽減税率に係る講習会・説明会の実施
- ③支部活動・青年部女性部活動を通しての会員増強の推進
- ④税制改正の提言・法人町村民税（法人税割）の標準税率化への要望活動の実施
- ⑤地域に根ざした社会貢献活動の実施
- ⑥青年部・女性部による租税教育事業の推進強化
- ⑦会員福利厚生制度の普及推進

● 木曾税務署 人事異動のお知らせ（7月10日付）

(1) 転出者・転出先

所 属	職 名	氏 名	新 所 属 署	新 職 名
総 務 課	署 長	中 原 義 仁	上 田 税 務 署	署 長
総 務 課	総 務 課 長	黛 悟	伊 勢 崎 税 務 署 総 務 課	総 務 課 長
調 査 部 門	統括国税調査官	中 澤 仁	信濃中野税務署 法人課税部門	統括国税調査官
調 査 部 門	上席国税調査官	赤 羽 健 一	諏訪税務署 法人課税部門	上席国税調査官

(2) 転入者・転入先

所 属	職 名	氏 名	旧 所 属 署	旧 職 名
総 務 課	署 長	大久保 貴 之	東京国税局 酒類業調整官	酒類業調整官
総 務 課	総 務 課 長	板 垣 正 直	関東信越国税局 納税者支援調整官	納税者支援調整官
調 査 部 門	統括国税調査官	河 合 通 友	川越税務署 法人課税第七部門	統括国税調査官

(3) 新任法人会担当

所 属	職 名	氏 名	旧 所 属 署	担 当
調 査 部 門	上席国税調査官	馬 場 善 則	諏訪税務署 法人課税第三部門	法 人 会 担 当

税務署からのお知らせ

税務署での面接相談は、 「事前予約制」としております

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内によりお受けしております。

国税に関する一般的なご質問やご相談の方は「1」番を、消費税の軽減税率制度に関するご質問やご相談の方は「3」番を選択してください。

国税局の「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けしております。

(注) おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます。

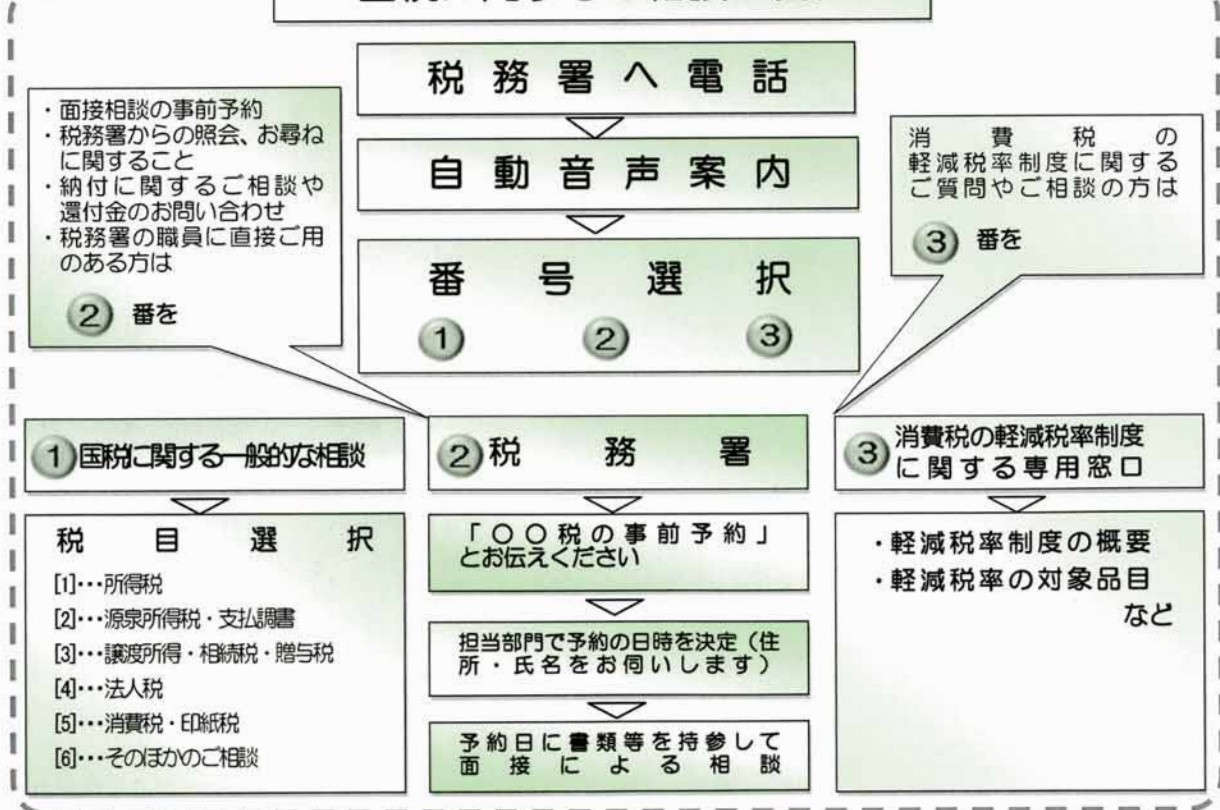
関係書類を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、所轄税務署においての面接相談とさせていただきます。面接相談は「事前予約制」としてしておりますので、あらかじめご了承ください。

電話による面接相談の予約をされる方は、自動音声案内にしたがい、「2」番を選択してください。

(注) 予約の際には、お名前・ご住所・ご相談の内容等をお伺いいたします。

なお、税金の納付相談や確定申告期において申告書作成会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

国税に関するご相談の流れ



関東信越国税局・税務署

第 6 回通常総会

青 年 部

青年部総会が5月23日に開催されました。上程された各議案は、全員の承認により可決決定しました。また、新年度の事業計画において行事等への積極的参加について、会員の結束と連携強化を確認しました。総会後は、全員で和やかに懇親会が行われました。



5月23日 (つたや本店)

青年部が税金クイズ実施

— 第 4 回木曽郡中学生 女子バスケットボール教室大会共催 —

青年部は、2月12日、木曽福島体育館において松本バスケットボール協会主催の第4回中学生女子バスケットボール教室大会の共催をしました。開会式の後、参加チームの選手の皆さんを対象に税金クイズを実施しました。休憩時間に、青木青年部長が夫々の設問に解説を加えた説明をし、選手の皆さんに税金に対する理解を深めて頂きました。

優勝チームには、公式ボール1個が授与されました。今後も継続して実施していきます。



第 6 回通常総会

女 性 部

女性部総会は、本会の総会に先立ち、同会場で開催されました。

午後3時、水本副部長の総合司会により開会、松瀬副部長の「開会のことば」に続き小瀬木部長が1年間の女性部事業であるレクリエーション事業や社会貢献活動事業への部員の参加と協力に対し、お礼を述べました。また、新年度の事業計画への協力もお願いし無事総会が終了しました。



女性部ボランティア事業

女性部では、地域社会貢献活動に繋がるボランティア事業として、郡内の介護施設へのタオル・布類の寄贈を行っています。

これは、家庭でお使いにならない新品のタオルや使用済みのタオル等を、介護の現場でご利用頂いているものです。

去る3月23日に南木曽町田立にある特別養護老人ホーム 木曽あすなろ荘さんへ小瀬木部長と松瀬副部長が行ってまいりました。

職員の方からは、必要な物ですので助かりますとお礼のお言葉を頂きました。

利用者の皆さんに少しでも、お役に立てて頂けることをうれしく思いました。

今後も引き続き実施してまいりますので、女性部の皆様のご協力をお願いします。

新品タオル・使用済タオル・バスタオルなど、お寄せ頂ける方は、女性部役員または事務局までご連絡をお願いします。

(事務局 記)



富士山の周りで親睦を深める！

女性部長 小瀬木 礼子

全国女性フォーラム山梨大会

全国女性フォーラムが、4月12日に山梨県で開催され、副部長4名の皆さんと共に参加いたしました。

桜が満開の予定がすでに散っていましたが、白とピンクのハナミズキ街道が、私たちの目を楽しませてくれました。

アイメッセ山梨で、各法人会の部長さんと数名がバスから降り、大会に参加、他の部員さんたちは観光へと分かれしました。

記念講演では、フリーアナウンサーの国井雅比古氏のお話をお聞きました。「小さな旅」の番組に10年間出演して、あちこちでの旅の体験談を講演して頂きました。中でも漁港で漁に出た御主人の留守宅を支える女性の力のすばらしさ、たくましさには感動されたそうです。また、ご自分が癌になって初めて、普通でいられる事の大切さを知った事、日々、神様に感謝

して生きている事、最後には趣味のシャンソンを歌っていただきました。

夜は、石和温泉で全員での懇親会、美味しいお料理を次から次へと平らげ、思い思いのアルコールと共に楽しい至福のひとときを過ごしました。

2日目は、全員で「信玄餅工場見学」（平日なのに相変わらず、すごい人!!）から「河口湖オルゴールの森」で散策と昼食。晴天に恵まれ富士山をいろんな角度から見ることができ感激しました。富士山は、やっぱりすばらしいと改めて思いました。あっという間の2日間でしたが、仕事も家事も忘れて有意義なひとときを過ごさせて頂きました。



第1回税に関する絵はがきコンクール入選作品

平成29年度の新規事業として実施しました絵はがきコンクールの入選作品が決定しました。管内の小学校からの応募122点について平成30年2月1日木曽建設会館の会議室において、木曽税務署長、統括国税調査官・上席国税調査官・県税事務所木曽事務所長・木曽法人会長・総務委員長・女性部正副部長に選考委員になっていただき、厳正に選考していただきました。入選された方々のお名前です。入選、おめでとうございます。



絵はがきコンクール入賞者名簿

平成30年2月1日 選考会実施・応募数122点

最優秀賞 木曽税務署長賞 木曽町立福島小学校6年 森口 和奏さん	優秀賞 木曽法人会会長賞・ 木曽法人会女性部長賞 木曽町立福島小学校6年 丸山 心結さん	優秀賞 木曽法人会会長賞・ 木曽法人会女性部長賞 木曽町立開田小学校6年 溝口 愛香さん	入選 佳作 木曽法人会会長賞・ 木曽法人会女性部長賞 木曽町立福島小学校6年 柴山 千夏さん
入選 佳作 木曽法人会会長賞・ 木曽法人会女性部長賞 木曽町立木曽小学校6年 小林 さちさん	入選 佳作 木曽法人会会長賞・ 木曽法人会女性部長賞 木曽町立福島小学校6年 征矢 珠々さん	入選 佳作 木曽法人会会長賞・ 木曽法人会女性部長賞 木曽町立福島小学校6年 鈴木 生人さん	入選 佳作 木曽法人会会長賞・ 木曽法人会女性部長賞 木曽町立福島小学校6年 宮崎 美怜さん

税金 Q & A コーナー

今回の「税金 Q & A コーナー」第27弾は、平成31年10月 1 日から消費税率が10%に引き上げられることにより、消費税を期限内に納付していただくよう参考事例を説明します。

Q 1 消費税及び地方消費税の標準税率が10%になると納付税額が増えると思いますが、納税資金はどのくらい積み立てて納税に備えておけばよいのでしょうか。

A 消費税率の引き上げが実施されますと、標準税率10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率の8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の2つとなります。

ご質問のように、納税備蓄預金などを活用して消費税の納税資金を計画的に積み立てていただき、期限内に納めていただくことが大変重要なこととなります。

現行の消費税率8%（消費税率6.3%、地方消費税率1.7%）から消費税率が10%になりますと、納税資金の積立目安額が一般的には1.25倍に増加するそうです。

例えば、簡易課税制度適用事業者の方で小売業（第2種事業）であり、課税売上高が2,000万円の場合には、年間の納付税額が32万円となりますので、納税資金の月々の積立目安額が約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）であったものが、年間の納付税額が40万円となり、納税資金の月々の積立目安額が約34,000円となります。

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いいたします。



《年間課税売上高5,000万円の場合》

- ・ 小売業者の年間納付税額 80万円 ⇒ 100万円
- ・ 製造業者の年間納付税額 120万円 ⇒ 150万円
- ・ 不動産業者の年間納付税額 240万円 ⇒ 300万円

※ 上記積立目安額の計算については、経過措置により旧税率が適用されているものは考慮していません。

Q 2 製造業で毎年、消費税の課税事業者として消費税の申告をしていますが、消費税等の中間申告義務のない事業者になるため、中間申告と納付はしていません。

消費税は、事業者が納付する「預かり金的な性格をもった税」ですから、標準税率が10%になると一度に納付する税額が増えるので、自主的に中間申告・納付をしたいのですが、できるのでしょうか。

A 課税事業者の方が自主的に中間申告書（年1回）を提出できる任意の中間申告制度が設けられています。

任意の中間申告書の提出が可能な事業者は、個人の場合は前年、法人の場合は前事業年度の消費税の年税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の方になります。

任意の中間申告と納税は、直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。）から、自主的に中間申告・納付することができます（法42⑧）。

この届出の提出期限は、適用を受けようとする6月中間申告期間の末日までとなります。

この任意の中間申告制度により申告、納付すべき税額は、原則として、直前の課税期間の確定消費税額の6月相当額（確定消費税額を直前の課税期間の月数で除し、これに6を乗じた金額）になります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります（法42⑥）。

《届出なし》		《届出あり》	
直前の課税期間 の確定消費税額	中間申告 回 数	直前の課税期間 の確定消費税額	中間申告 回 数
48万円以下	中間申告 義務なし	48万円以下	任意の中間申告 (年1回) が可能

《ポイント》

- 1 提出する旨の届出書を提出した事業者が任意の中間申告制度の適用を受けることをやめようとするときは、その旨を記載した届出書「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」を所轄税務署長に提出しなければなりません（法42⑨）。

取りやめ届出書の提出があったときは、その提出があった以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間について、提出する旨の届出書は、その効力を失います（法42⑩）。

- 2 提出する旨の届出書を提出した事業者が、その提出をした日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以降の**6月中間申告対象期間に係る中間申告をその提出期限までに提出しなかった場合**、その事業者は、**取りやめ届出書をその6月中間申告対象期間の末日に所轄税務署長に提出したものとみなされます**（法42⑪）。

- 3 任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により、中間申告・納付をすることができます。

「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」のダウンロードやその他詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

消費税の軽減税率制度等に関する 説明会のご案内

(木曽税務署・木曽法人会共催「決算説明会」と併せて開催いたします。)

皆様もご承知の通り、平成31年10月1日より消費税率の10%への引上げが実施され、それに伴い「軽減税率制度」が導入されます。そこで木曽税務署・木曽法人会では「消費税の軽減税率制度等」に関する説明会を、「決算説明会」と併せて開催することになりました。詳細につきましては下記の通りでございます。どなたでもご参加頂けますので、是非ご参加ください。

開催形式

- ①「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」：30分間＋
- ②「(決算期別) 決算説明会」：90分間

※①の説明会のみのご出席も可能です。決算期ではない法人様、法人税の課税対象ではない事業主様（個人事業主）の方も是非ご参加ください。

内 容

- ①「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」：30分間
 - ・ 消費税の軽減税率制度の概要について
 - ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について
 - ・ 軽減税率対策補助金について
- ②「(決算期別) 決算説明会」：90分間
 - ・ 決算期を迎えた法人向け研修会。申告の注意点などを説明します。

講 師

木曽税務署担当官

社団化30周年・一般社団化5周年記念 役員功労者表彰・感謝状贈呈

通常総会の席上において、会長より10名の方々へ役員功労者表彰と退任役員感謝状、功労者感謝状が夫々贈呈されました。

役員功労者表彰の10名の方々は、6月7日に開催されました県連総会の席上において平成30年度県法連功労者表彰も受賞されました。



役員功労者表彰受賞の役員の皆様

社団化30周年・一般社団化5周年記念役員功労者（敬称略）

会長表彰 永年勤続役員10名（役員・委員会委員）		
副会長	千村孝男	有限会社やまか
副会長	田口直幸	田口建材工業株式会社
理事	井原正登	日野製薬株式会社
理事	青木孝尚	木曾土建工業株式会社
税制委員	角屋岳人	有限会社三ツ星電気商会
組織委員	下島真一郎	有限会社下島木工
総務委員	児野政明	株式会社岩屋本店
厚生委員	田尻芳樹	有限会社田尻
税制委員	奥田和彦	奥田工業株式会社
広報委員	古瀬早苗	有限会社フルセ工業

会長感謝状 退任役員功労者1名		
前副会長	林 博	大林工業株式会社

会長感謝状 特別功労者1名		
税理士	嶋田次夫	会の育成発展貢献



退任役員感謝状受賞の林 博氏



特別功労者感謝状受賞の嶋田 次夫氏

4月

- 12日～13日 全国女性フォーラム山梨大会
 16日 法人税・消費税決算説明会
 (木曽町文化交流センター)
 17日 第1回 税制委員会(木曽建設会館)
 20日 県連 総務委員会(長野市)
 21日 大桑村支部
 ボランティア活動村内ごみ拾い



大桑村支部
ボランティア活動村内ごみ拾い
(4月21日)

- 25日 県連 組織委員会(長野市)
 27日 平成29年度会計・業務監査会
 (法人会事務所)
 県連 税制委員会(松本市)

事務局日誌

6月

- 1日 木曽郡租税教育推進協議会総会
 (税務署)
 6日 南木曽支部総会(商工会館)
 7日 県連理事会・通常総会(長野市)
 13日 生活習慣病予防健診
 (木曽町文化交流センター)



生活習慣病予防健診
(6月13日・木曽町文化交流センター)

- 14日 法人税・消費税決算説明会
 (木曽町文化交流センター)
 26日 上松町支部総会(商工会館)
 県連 青年部連絡協議会(長野市)

5月

- 9日 理事会(木曽建設会館)



第1回理事会
(5月9日・木曽建設会館)

- 14日 木祖村支部総会(木工文化センター)
 16日 木曽町支部総会(駒の湯)
 県連 研修委員会(松本市)
 17日 県連 広報委員会(松本市)

- 23日 第6回 青年部通常総会
 ((株)つたや本店)

- 29日 第6回 通常総会
 (木曽町文化交流センター)



第6回通常総会
(5月29日・木曽町文化交流センター)

- 29日 第6回 女性部通常総会
 (木曽町文化交流センター)

税に関する絵はがきコンクールの入選作品を
 税務署さん、県税事務所さんで展示してくださいました。



木曽税務署 申告相談コーナー



木曽合同庁舎 1F ロビー